

報酬の返戻について

甲（紹介先企業）が報酬の支払いをした後、求職者がその責めに帰すべき事由に基づき退職した場合、乙（弊社）は次の金額を甲に返戻する。

- (1) 1 ヶ月以内 ー 受領した手数料報酬の半額

抜粋：紹介契約書（人事アドバイザー契約書）第 5 条（報酬の返戻）より

許可番号	24-ユ-040008
許可年月日	平成 14 年 7 月 1 日
事業所の名称	株式会社 シスネットキャリアサービス